

特定社会福祉法人の基準見直し 1年延長

～厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 事務連絡（平成 30 年 11 月 2 日）～

Digest ～概要～

（特定社会福祉法人の基準見直しは 1 年延長）

- ✓ 会計監査人の設置が必須とされている特定社会福祉法人の基準は、収益 30 億円又は負債 60 億円を超える法人とされている。
- ✓ 平成 31 年度及び平成 32 年度は、収益 20 億円又は負債 40 億円を超える法人が該当する予定であったが、もう 1 か年延長され、平成 31 年 4 月からこれらの法人は対応しなくともよい運びとなった。
- ✓ 今後の移行スケジュールは、実態調査を通じて会計監査人監査の導入効果や課題を検証の上、進められる。

厚生労働省は、平成 30 年 11 月 2 日（金）に「社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成 31 年 4 月の引下げ延期について」と題する事務連絡を发出し、平成 31 年 4 月から会計監査人の設置基準の引下げは行わないことを周知した。これにより、平成 31 年度は、収益 20 億円または負債 40 億円を超える法人であっても会計監査人をおく必要はないという運用になった。

本件については、全国老施協 総務・組織委員会 社会福祉法人改革対策本部（本永史郎本部長）においても協議し、園田修光常任理事／参議院議員、木村哲之副会長（厚生労働省会計監査円滑実施協議会委員）ご参画のもと、厚生労働省担当課と複数回にわたって意見交換を行ってきた結果である。

今後は、①平成 29 年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人（約 400 法人）を対象とした調査、②収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人（約 1,700 法人）を対象とした実態調査の結果に基づき、対象法人の範囲が検討される運びとなる。

- 全国老施協 HP「【厚生労働省】社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成 31 年 4 月の引下げ延期について（周知）」

URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/administration/koroso/hourei/detail/153>

（担当）公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL : 03-5211-7700 fax : 03-5211-7705 MAIL : js.soumusoshiki@roushikyo.or.jp